

広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により、広島県職員措置請求について、次のとおり監査を執行した。

令和 4 年 9 月 26 日

広島県監査委員	緒 方 直 之
同	桑 木 良 典
同	奥 兆 生
同	川 上 俊 幸

第 1 監査の請求

1 請求人

広島市在住 A ほか 11 名

2 請求書の提出日

令和 4 年 9 月 5 日（月）

3 請求の要旨

請求人から令和 4 年 9 月 5 日付けで提出された広島県職員措置請求書、同月 20 日に提出された「請求の主旨の追加申立書」及び請求人陳述の内容から、請求の要旨を次のとおり解した。

(1) 講ずべき措置

令和 4 年 9 月 27 日に举行される「故安倍晋三国葬儀」（以下「本件国葬」という。）は違憲・違法なものであり、これに関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出になるものとする。

よって、本件国葬に関して相当の確実さをもって予測される知事及び県議会議長の参列・出席に係る公金の支出行為一切（随員職員に関する支出等も含む。）について、支出を差し止める措置を講じることを求める。また知事及び議長らが本件国葬に出席し、その出席に際し公金を支出した場合は、その公金全額を返還請求するよう求める。

(2) 本件国葬の違憲性及び違法性について

ア 憲法第 14 条違反

故安倍晋三元首相を特別扱いして国家として葬儀を行うことは、個人の平等に反する。

イ 憲法第 19 条違反

本件国葬は、追悼を国中の人々に強いるという意味で、思想良心の自由を保障した憲法第 19 条に反する。

ウ 憲法第 20 条・第 89 条違反

本件国葬は、政教分離規定に違反し、信教の自由を侵害する可能性がある。

エ 憲法第 21 条違反

本件国葬の実施は、弔意表明の「要請」が行われることが強く予想されるため、有形無形の圧力がかけられることにつながり、表現の自由が侵害されることになる。

オ 憲法第 83 条違反

本件国葬の費用は予備費の対象とはならず、憲法第 83 条に反するものである。

カ 本件国葬の違法性

本件国葬は、法的根拠がなく違法な行政行為である。

(3) 県費支出の違法性について

法第 2 条第 2 項では、「普通地方自治体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」とされており、本件国葬に知事らが出席し、公金を支出することを根拠付ける法律又は政令は存在しない。

また、法第 1 条の 2「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とされていることにより、法令に直接該当しなくても普通地方公共団体の事務に当たるといえる場合があるという議論もあるかもしれないが、国葬への出席は住民の福祉の増進を図るものとは言えず、やはり地方公共団体の事務には該当しない。

よって、本件国葬に知事らが参加し、公金を支出することは、法第 2 条第 2 項に違反する行為である。

(4) 県費支出の不当性について

故安倍晋三元首相の実績は肯定的に評価することができず、国葬は適当でない。

4 請求の要件審査等

本件住民監査請求は、法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

次の事項を監査の対象とした。

- (1) 本件国葬への知事及び議長の出席は、違法な旅行であるか。
- (2) 本件国葬への知事及び議長の出席に要する経費を公費により支出することは、違法又は不当な財務会計行為に当たるか。

2 証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和4年9月21日に請求人の陳述の聴取を行ったところ、請求内容の補足説明があった。

3 監査対象機関

法第242条第5項の規定に基づき、令和4年9月20日に総務局及び議会事務局に対する監査を実施した。

知事及び議長それぞれにあった本件国葬に係る案内文書を確認するとともに、本件国葬への出席予定の有無並びに行程及び想定される経費等について説明を聴取した。

監査対象機関の説明は次のとおりであった。

(1) 本件国葬への知事の出席について

本件国葬が国の正式行事として執り行われることとなり、広島県知事あてに出席案内があったことから、広島県としては、弔意を表すため、知事が、公務として出席することとした。

集合場所である都道府県会館と会場の日本武道館の間を除き、秘書課職員1名が随行する。

本件国葬出席に係る旅行費用の支出事務は、旅行後に行う予定である。

(2) 本件国葬への議長の出席について

内閣総理大臣から広島県議会議長に出席案内があったものであり、議長は県議会の代表として出席することから、公務であると判断している。

集合場所である都道府県会館と会場の日本武道館の間を除き、議会事務局秘書課職員1名が随行する。

本件国葬出席に係る旅行費用の支出事務は、旅行後に行う予定である。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人から提出された証拠資料及び監査対象機関から提出された監査資料等により確認した事実関係は、次のとおりである。

(1) 本件国葬の挙行について

令和4年7月22日、「故安倍晋三国葬儀」を同年9月27日に日本武道館で行うこと、葬儀委員長は内閣総理大臣とすること及び葬儀のため必要な経費は国費で支弁することなどが閣議決定された。

(2) 知事の出席について

ア 令和4年9月9日、知事あての案内文書が全国知事会を通じて広島県東京事務所に送付された。総務局は、同月12日、知事の意向を確認し、知事が出席する旨を全国知事会にメールにより回答した。

イ 知事及び随員職員の旅行に要する費用の支出に関する手続きは、調査を行った令和4年9月20日の時点において行われていなかった。

(3) 議長の出席について

ア 令和4年8月17日、全国都道府県議会議長会（以下「全議」という。）から議会事務局に、「9月27日（火）故安倍晋三元総理国葬儀に係る御連絡（その1）【都道府県議会議長会】」の件名でメールが送付され、すべての都道府県議会議長が参列対象となる旨の連絡があった。同月19日、議会事務局は、議長の意向を確認し、議長の出席及び職員1名が随員する旨を全議に対しメールにより連絡した。案内文書は全議を通じて、令和4年9月12日に議会事務局に送付された。

イ 議長及び随員職員の旅行に要する費用の支出に関する手続きは、調査を行った令和4年9月20日の時点において行われていなかった。

2 判断

以上のような事実関係の確認などに基づき、本件住民監査請求について次のように判断する。

(1) 本件国葬の違憲性及び違法性について

請求人は、本件国葬が違憲・違法であると主張するが、住民監査請求は財務会計上の行為又は怠る事実が対象であり、本件国葬は広島県の財務会計上の行為ではないため、本件国葬の違憲性及び違法性については住民監査請求の対象とはならない。

(2) 県費支出の違法性について

請求人は、本件国葬への知事及び議長の出席が、法第2条第2項に反する違法な行為であると主張する。法第2条第2項は、普通地方公共団体の事務を、「地域における事務」及び「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」としているが、この規定は、普通地方公共団体が、まず、「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにした上で、なお、必ずしも「地域における事務」に該当しないものであっても法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理することとされた場合には、当該事務を処理するものであることを一般的に示しているものであって、「地域における事務」には、法律や政令の根拠が必要であるものに限らず、儀礼的なものも含まれると考えられる。

本件国葬は、閣議決定に基づき実施されるものであり、内閣総理大臣名で知事及び議長に案内があったことから、明らかに国の公式行事であると認められる。この場合、知事及び議長の出席は、地域住民の代表として国の公式行事に参加するものであり、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の行為と考えられることから、法第2条第2項に反する違法な行為とは言えない。

また、知事及び議長の本件国葬への出席に伴い、知事及び議長並びに各随員職員の旅費等のほか公用車での移動に伴う高速道路使用料等の費用が生じるが、これらは国の公式行事に出席するため必要と認められる額の範囲内である限りにおいて、違法又は不当な財務会計行為に当たるとは言えない。

(3) 県費支出の不当性について

請求人は、本件国葬は適当ではないことをもって県費支出は不当であると主張しているが、知事又は議長の公費出張は知事又は議長の裁量行為であるところ、本件国葬が国において閣議決定され、内閣総理大臣から案内があったことを踏まえれば、知事又は議長が公費により出席することとした各々の判断について裁量の範囲を逸脱しているとは認められず、県費支出が不当であるとは言えない。

(4) 結論

本請求の主旨は、本件国葬が違憲・違法なものであるため、それに関連して支出される知事及び議長の出席に係る公費の支出もまた違憲・違法な支出になるというものであるが、これまで述べたとおり、本件国葬への出席は法に反する行為であるとは認められないこと、また、本件国葬に公費により出席するという判断に裁量の範囲の逸脱があるとは認められないことから、知事及び議長の出席に係る公費の支出が違憲・違法であるとは言えない。

よって、本件請求には理由がないと認め、法第242条第5項の規定により棄却する。